

帰責根拠としての自発性

——カントの道徳的自由の一考察——

高橋和夫*

Spontaneity as the Ground of Imputability

——A Study of Kant's Moral Freedom——

Kazuo Takahashi

いることを明らかにすることにある。

問題の所在

I

一般に、道徳的と呼ばれる行為が成立するためには行為主体の意志の自由が必然的な前提条件となる。意志の自由のないところに道徳的行為は成立し得ない。古来自由をめぐる対立した二つの哲学的見解、「決定論」と「非決定論」があるが、これらは道徳的帰責の条件としての自由の存否について論じている。

周知のように、カント (Immanuel Kant) も、この伝統的な立場を踏まえながら独自の自由論を展開したが、彼の道徳哲学と宗教哲学における帰責根拠としての道徳的自由はいかなるものであるのか。カント的自由の特徴をなす、「自律の自由」と「選択意志 Willkür の自由」の関係はいかに理解されるべきか。カントによれば、自発性としての先験的自由は道徳的・実践的自由の基礎であるが、それはいかなる意味でそうであるのか。

この小論の目的は、上述の問いを検討することを通して、カントの道徳的自由の二契機をなす「自律の自由」と「選択意志の自由」が帰責根拠としての自発性の自由と緊密に結びついて

いわゆる批判書において、カントは自由の概念をまず自然必然性そのものの反省から規定している。『純粹理性批判』では、因果系列の第一項をそれに先行する原因なしに自ら開始し得るような根源的な事態なり能力 (自発性) を矛盾なく思惟することが可能かどうかということが、第三のアンチノミー (Antinomie) として提起される¹⁾。カントが「絶対的自発性 absolute Spontaneität」としての「先験的自由 transzendentale Freiheit」を問題にしたのは、世界の創造とかその起源に関してであって、人間の意志や行為の自由を直接問題にしたわけではない。しかし彼は、「先験的自由の理念は行為の絶対的自発性の内容をなす²⁾」とも言って、自発性を行為を生み出す意志の能力とも解している。カントはこのような自発性を「自由による原因性 Kausalität durch Freiheit」と規定して自然の原因性に対立させ、人間の意志には自然の原因性から独立した他の原因性が内在し得るかどうかを問うている。

アンチノミーの解決は、結局この自発性が自

* 本学非常勤講師 (独語)

然生起の必然性と両立し得るということである。しかしこのことは一般に、あるいは意志において、自由が客観的に存在するというのではなく、自由による原因性が自然必然性と両立し得ることを少なくとも論理的に矛盾なく思惟できるということにすぎない。従ってこれは自由の消極的 negativ な概念であり、理論的な自由である。

この自発性が行為との関連で問題になると、「実践的自由 praktische Freiheit」の概念が現われる。実践的自由は道徳的自由と必ずしも同じものではない。カントはこの両概念を明確に区別していないが、われわれはさしあたり、実践的自由を、経験的に観察される人間の意志活動に即して考えられた自由とみなすことができるであろう。

『純粹理性批判』における実践的自由は、「Willkür (意志能力・決意)の感性的衝動による強制からの独立性³⁾」として定義される。カントは動物的意志から人間の意志を区別しながらこの実践的自由を以下のように説明している。

「感性的衝動による以外には、すなわち感性的 pathologisch にしか、規定し得ない Willkür は単に動物的 (arbitrium brutum) である。しかし感性的衝動から独立に、従って理性によってのみ表象される動因によって規定され得る Willkür は自由な Willkür (arbitrium liberum) と呼ばれる。そして根拠としてであれ結果としてであれ、この Willkür に結びつくものはすべて実践的と名付けられる。実践的自由は経験によって証明され得る⁴⁾」。

さらにカントはこのような実践的自由の基礎には先験的自由があると考え、「先験的自由の廃棄は同時に一切の実践的自由を根絶せしめるであろう⁵⁾」と言う。

さてここで問題となるのは、『第一批判』における意志の自由を『道徳形而上学の基礎づけ』や『実践理性批判』における自律意志の自由と同一視できないことである。『第一批判』の実践的自由は、意志が理性の動因によって規定されるところに現われると言われながらも、経験

的に証明されるから、それは『第二批判』で比較的自由とか心理学的自由と考えられた感性的衝動からの Willkür の相対的独立性の自由である。それは感性的意志の自由であり、叡知的な道徳法則に従っている自己立法的・自律的自由を必ずしも意味しない。ところで『第二批判』の実践的自由の定義は、「道徳法則以外のどんなものからも意志が独立していること⁶⁾」であり、これは『基礎づけ』の「自由な意志と道徳法則に従う意志とは同一である⁷⁾」という考えと一致するが、『第一批判』の定義とは必ずしも一致しない。

ここにわれわれは、カントの道徳哲学において、先験的自由が行為の帰責根拠と関係しながら道徳的自由へと発展する過程に現われるかなりの幅を持った自由意志の概念をみることができる。

II

さて、カントから少し離れて道徳的自由とは何かということを考えてみたい。われわれは人間の行為と意志規定一般に関わる自由を道徳的自由と呼ぶ。そして道徳的行為においては行為の行為主体への帰責の可能性が問われる。なぜなら、ある行為について、それが善であれ悪であれ、その行為を発生せしめた主体が確認されなければ、行為の責任を帰すことができず、従ってその行為は何ら道徳的意味を持たないと考えられるからである。一般に行為の帰責が成立するための条件は次の二点に要約し得る。

(1)意志が自己自身以外の何ものによっても束縛や強制されずに、自己固有の本質に基づく原因によって行為を生起させ得るということ。
(意志の自己生起の条件)

(2)意志が意志規定または意志決定する時に、さまざまな行為の可能性または目的の中からある行為を、いかなる必然的な強制もなしに、すなわち自発的に、選択し得るということ。別言すると、意志は自己自身が実現しようとする行為内容を自発的に選択し得るということ。(意

志の自己選択の条件)

いま分類した二点は意志の現実的活動に即して必ずしも明確に区別できるものとは限らないが、道徳的自由を帰責根拠との関係で把える時どうしてもこのように分けざるを得ないと考えられる。(2)の条件の中に、意志が何らの行為の原則も選択せずにいわば偶然的・恣意的に意志規定を行うとか、あるいは意志規定そのものを全く行わないという自由を加え得るかどうかは問題になる。これは選択の自由がどのような意味範囲において帰責根拠となり得るかという問いに関わる。後に論ずるように、何らの原則も選ばない意志決定は空虚な意志活動であり、また意志決定を全然行わない自由は善も悪も行わない自由である。従って両者とも帰責根拠を求める倫理学の立場からは除外されているものと考えられる。(2)の条件はそれゆえ偶然または恣意の自由と同一視されるべきではない。

さらにここでカント哲学の枠内に深く入って、意志の機能を、原則を立てる立法機能と現実的行為を生起させる実行機能とに分けて、それぞれを Wille と Willkür の活動に属させることにも問題が残る。なぜなら、(1)の条件の中にも、自己固有の本質を自らが選択していることが含意されるし、また(2)の条件においても、目的的选择には何らかの原則に基づく選択が含まれるからである。われわれの意図はあくまでも道徳的行為の成立条件を帰責根拠との関係においてのみ二つに分けるということである。

III

さて、この二つの条件に照らして帰責根拠としてのカントの道徳的自由を考えてみたい。

はじめの条件が満たされるためには、意志は、それ自体は自然生起であり自然の必然的な原因性であるところの一切の感性的諸力の及ぼす影響から独立に、自らの内的本質または内的必然性に基づいて行為を生起させ得る、ということが明らかにされねばならない。カントによれば、意志が内的必然性に基づくということは意

志が道徳法則に従うことにほかならない。これが「意志の自律 Autonomie des Willens」としての自由の概念であり、意志が感性的・自然的原因力により規定されることを意味する「他律 Heteronomie」の不自由に対立する。先にみたように、このような観点に立つカントの実践的・道徳的自由の定義は、「感性の衝動による強制からの意志能力の独立」あるいは「意志が道徳法則以外の何ものにも従わないこと」である。

ところで自律の自由がそれだけで帰責を成立させる十分な条件となり得るかどうかは問題である。この点について二、三問題点を挙げれば次の通りである。

(1)まず自律の自由は実践的自由として自発性をその根底に有すると思われる。カントは、自発性を採り上げるアンチノミーの箇所注釈において、意志行為に自発性が存在することを説明する例として椅子から立ち上がろうとする決意と行為を挙げている。しかしこの例は、いわば行為一般といったものが自然生起の必然性から自由であり得ることを説明するものであっても、そのような自発性がただちに、善悪という価値観念に関係する道徳的な行為の帰責を十分に根拠づける概念として通用するかどうかは問題であろう。無論自律の自由は自発性の自由と同じものではないが、自律の自由にはこのような自発性から発展したと思われる側面が存在している。

(2)次に、意志の自律には、一切の感性的衝動または傾向性による規定を受けないという面と、意志が道徳法則という自己固有の必然性に従っているという積極的な面とがある。意志の自律との関連において得られるカントによる善の規定は、意志が道徳法則に一致することである。そうすると、善でない意志とは感性的衝動の支配下におかれる意志ということになり、これが他律意志で意味されるものである。ところが行為を道徳的に帰責するためには、善の行為についても悪の行為についてもその行為が行為主体から発したものであることが明確に規定さ

れる必要がある。一般には善行為を帰責するとは言わないが、ここで帰責というのは善行為が行為主体から発したものであることを明確に規定することを意味する。確かに自律の自由は、善行為が自然の原因力から独立に意志の自己立法によってなされることを明確にすることによって、善行為の帰責を可能にするが、悪行為については帰責が不可能になると考えざるを得ない。なぜなら意志の他律が自然生起に従うことを意味するならば、悪しき行為は責任を負うことのあり得ない自然や感性に帰されることになるからである。善行同様、悪しき行為にも、ある種の自発性、すなわち悪しき行為が自然生起から独立に意志固有のものから発したということが言われなければ、帰責は成立し得ないであろう。従って自律の自由は、善行為を意志が自己自身を根拠にして生み出したという点で、帰責の根拠になり得ても、悪しき行為の帰責の根拠としては不十分であると言わねばならない。

(3)さらに、自律の自由は人間がおのずから実現している自由ではなく、意志が道徳法則に従う時にはじめて実現されるものである。カントは自律した自由意志を「純粹意志 *reiner Wille*」と考える。純粹意志が欲すること (*Wollen*) は常に自己固有の本質的法則に適合している。しかるに人間の現実的な意志は感性的側面も有するから、この純粹意志の *Wollen* は *Sollen* として意識される。義務の概念には、意志が自己規定を行う際に克服すべき感性的諸力の干渉・妨害が予想されている。この感性的・自然的必然性の強制を排除しながら自己の本質に基づいて自己規定を行う意志は有徳意志である。

ところで、理性的・感性的な有限存在たる人間の有徳意志の自律は神的な聖なる存在(神)の自律と同一ではない。カントは、神の活動そのものは永遠の理性によって規定されるから自由とはいえない、と述べている⁹⁾。この神的自律と異なるとはいえ、純粹意志の自律も理性必然の自由とみなされるから、それについて自由は言及され得ない。聖なる存在の自律も純粹意志の自律もともに自由というよりはむしろその

反対概念である必然性を意味するものである。そしてこのような必然性への止揚によって得られる自律の自由は、必ずしも常には道徳法則に従っていない有徳意志においては、その意志の何らかの活動の結果として現出する一つの完結状態を表わす概念である。自律の自由は有徳意志の理想であり課題なのである。

しかるに、行為の帰責が問題となる次元は、このような結果としての状態の次元ではなく、意志が道徳法則との一致に到達する以前にいわば自発的に他の状態をではなくまさしくこの道徳法則との一致を意欲し選択するという、何らかの意志活動の原因性にかかわる状態の次元である。われわれは、自然原因によってひきおこされたのみなされる行為に帰責できないのと同様に、何らの選択の余地もないところに神的必然性や道徳必然性から直接生起するような行為に帰責根拠を求めることはできないであろう。

IV

以上のように自律の自由には悪行為の帰責根拠としてだけでなく道徳的行為一般の帰責根拠としても不十分なところがみられる。帰責根拠としての道徳的自由の考察には、どうしてもはじめに挙げたもう一つの契機すなわち(2)の条件に含まれる選択の自由をあわせて検討しなければならない。この自由をカント自身も、格率を選択する *Willkür* の自由として自覚的に論及している。*Willkür* の自由は、『宗教論』において悪の存在の経験的な事実の考察から出発して叡知的悪としての「根源悪 *radikal Böse*」の概念を究明する過程に現われるものであり、それはまた悪をなす自由または善悪選択の自由として知られるものである。

『宗教論』においては、根源悪の解明とともに行為の道徳的帰責が意志決定の観点から問われることになる。行為に臨んで行為の原則を立てることは理性的存在者の特性である。行為の原則をカントは「格率 *Maxime*」と呼ぶが、意志決定の場で行為主体がいかなる格率を採用す

るかによってその行為の道徳的性質が決定される。そして格率に基づく行為に——それが善であれ悪であれ——道徳的帰責を問う得るためには、格率採用の自由が前提されなければならない。格率採用の自由である Willkür の自由の根底には、価値に対する顧慮と価値の選択という契機が存している。この価値とは善と悪であり、カントは『宗教論』の冒頭で「人間は生来的に善か悪か」という問いを発し、「人間は善か悪かのいずれか一方でなければならない」という厳密主義の立場を自らの立場としている⁹⁾。このような人間存在の叡知的次元における善悪の絶対的対立を前提する存在論的な考察方法は、「善は欲求能力の必然的対象であり、悪は嫌忌能力の必然的対象である」といった『第二批判』の心理学的な善悪の規定とは本質的に異なるものである¹⁰⁾。

さて、Willkür の自由が帰責の条件をなす道徳的自由として採り上げられると、新たに提起される問題は、意志が自然生起から独立して自らの本質に基づいて行為を生起させるかどうかということではなくて、意志が互いに対立する道徳的価値すなわち善悪を一切の必然性による強制なしに自発的に行為の動機として採用し得るかどうかということである。

道徳的自由がこのように意志決定の次元で問われる場合には、いわゆる非決定論の自由の基礎概念である「無差別（選択）の自由」とも関わらざるを得ないように思われる。非決定論は、人間の行為の一切が究極的に自然の必然的な原因力に支配され何らの自由も有さないとする決定論に対立している。それは人間の行為が何ものにも強制されないという「強制からの自由 *libertas a coactione*」を主張し、道徳的行為に不可欠な行為主体の意志の独立性と自由を確保しようとするものである。非決定論の自由はその最も厳密な意味では一切の必然性に対立する「必然からの自由 *libertas a necessitate*」と呼ばれ、無原因・無動機の選択という側面を含んでいる。一方カントの自発性の自由の概念には、因果の系列を新たに始める能力と

いう定義からも知られるように、何らかの原因性を有する自由が含意されているから、それは一切の必然からの自由として無原因の選択をする必然からの自由とは決して同一ではない。そしてこの差異はカントの自由の独自の性格を規定する一契機となるものである。確かにカントの自由は決定論にも非決定論にもともに属していない。

しかしカントの自由論には、行為の動機の自由な選択という点において、その選択の自由が単に心理学的・経験的に観察される自由なのかそれとも非経験的・叡知的な自由なのか必ずしも明確でないところがみられる。もしカントの選択の自由が純粋に非経験的なものでありいかなる必然性の強制も受けずに自己選択し得る自由ならば、それは少なくとも形式的には非決定論の自由にも通じるものであろう。カントが『宗教論』で格率選択を行う Willkür の自由を提起する時、その自由の新たな困難はこの非決定論の自由に全く無縁であることはできないというところに生じている。

カントは、この伝統的な非決定論の選択の自由を自己の自由論の体系の中に表だって採用していない。というよりむしろそれを避けてさえるように思われる。彼は『道徳形而上学』においてかなり自覚的に意志をその機能の面で二分している。意志は立法機能である *Wille* と実行機能である *Willkür* に分けられ、後者にその活動の特性として選択の自由が認められている。しかしこの *Willkür* の自由が単に経験的・感性的な自由なのかそれとも叡知的性格をも有する自由なのかは明確に述べられていない。

ベック (L. W. Beck) は、『道徳形而上学』のカントの考えを中心に考察して、*Willkür* に一種の自発性を帰属させている¹¹⁾。しかし、ベックの解釈に従えば、この自発性は消極的な自発性すなわち自然生起からの干渉を受けないといった自発性にすぎず、自由であることに失敗すればただちに自然必然性に道を譲ってしまうような自由なのである¹²⁾。ベックはこのような消極的な自発性が真の自発性を有するのは *Willkür*

が純粹な Wille となる時であるとする¹³⁾。ところがそうすると、悪を選択する Willkür の自由は完全な意味での自発性を有さないことになり、悪行為の帰責を不可能に陥らせてしまうであろう。なぜなら悪行為の根拠となる自発性は何らかの積極的・認知的な自発性でなければならないからである。

この自発性の認知的性格を最もよく表現しているのは『宗教論』の「人間の本性 Natur des Menschen」という術語であろう。カントは、格率選択を行う Willkür の作用の特性を、それ自身自由に基礎づけられた人間の本性と規定している。このような Willkür の特性は少なくとも形式的には非決定論の必然からの自由を予想するものであろう。

Willkür (選択意志または恣意等と訳される) に関してヤスパース (K. Jaspers) は次のように述べている。

「やはり恣意はいかなる認識によっても概念的に把握されるものではなく、前提されているような能動性 Aktivität である。……一切の恣意的決定のうちには、自発性としての私の自我存在に一致するものが働いている。内実がないから恣意はまだ自由ではないが、しかし恣意なしにはどんな自由もない¹⁴⁾」。

このような捉え方のうちには明らかに Willkür の認知的性格が示唆されているとみなすことができる。また、シュヴァイツァー (A. Schweitzer) は、『宗教論』の Willkür の自由を「より高次の問いにおける自由」と解釈し、単なる自発必然性からの独立を意味する消極的な自発性以上の自由とみなしている¹⁵⁾。

V

それでは、このような Willkür の活動の特性とされる自発的な選択の自由は自律の自由との関係においてどのような位置を占めるのだろうか。

Willkür の自由がひとたび問題になると、自律の自由は自由というよりむしろその反対概念

である必然性という性格を帯びてくる。もっともこの場合必然性とは言っても自然必然性ではなく道徳必然性・理性必然性である。カントは「法則以外の何ものにも関係しない Wille は自由とも不自由とも呼び得ない。……Willkür のみが自由であると呼び得る¹⁶⁾」と言って純粹な立法的意志に自由を認めない場合もある。しかしこの自律の自由の性格を形成する理性必然性は、行為の帰責の要求に全く矛盾するものではなく、意志が自己固有の必然性に従って行為を生み出すという点でその要求を満たすものである。自律の自由が帰責の要求に対して不十分であるとされるのは、意志が感性的側面を有する事実と悪行為の帰責とが問題になる時である。

カントは『判断力批判』の第87節の注釈で、「道徳法則のもとにある人間 Mensch unter moralischen Gesetzen」と「道徳法則に従う人間 Mensch nach moralischen Gesetzen」とを区別している¹⁷⁾。この区別は、道徳法則のもとにある意志と道徳法則に常に従う意志の区別に通じる。前者はそれ独自の活動によって善悪を選択できる意志であって、後者のような自律的な純粹意志ではない。Willkür の自由とは、道徳法則の動機の及ぼす必然性と感性的動機の及ぼす必然性のいわば間隙に存立しているような意志の自由であると考えられる。

ところでこの Willkür の自由は理性的・感性的存在としての人間存在の規定の中から不可避免的に生まれる自由である。これは『宗教論』ではじめて採り上げられた自由ではなく、『基礎づけ』においても既に示唆されている。すなわち、感性に触発されている理性的存在たる人間が定言命法を意識すること自体のうちに、その定言命法に違反する可能性としての悪をなす自由が暗示されている。

このような感性和理性の間隙で活動する意志である Willkür の論及に伴って、善悪の概念も一層深刻な規定を受けるようになってくる。カントは『宗教論』において、悪を感性的動機や自然的傾向性そのものに認めず、感性的動機

を理性の動機に優越させる格率の転倒または道徳的秩序の転倒にのみ認めている¹⁸⁹。このことは善悪が Willkür の活動である自由な格率の選択に基礎づけられることを意味する。先に述べたように善が自律の概念に即して端的に意志と道徳法則の一致として定義されると、悪行為の帰責が不十分になるという問題が生じたが、善悪がともに Willkür の自由から導出されるということになれば悪行為の帰責は可能となる。

Willkür の自由が悪行為の帰責を可能にする時、それはまた自律の自由とは違った意味で善行為の帰責をも可能にする。このことは自律＝善という定義を変更させるのではなく、善悪を別な視点から規定することを意味する。カントは、悪同様に善も自らが主体的に獲得してのみ、すなわち自己の格率に採用してのみ真の善となるとして、「根源的善とは自らの義務を遵守することにおける格率の神聖性である¹⁹⁰」と言っている。このような善の概念は自律の自由に直接に基礎づけられるのではなく、Willkür の自由すなわち選択の自由を顧慮してのみ規定し得るものである。従ってこの自由は、カントの自由論においても、善ならびに悪の道徳的行為の帰責を成立させるものとして、道徳的自由の不可欠の要素であるといえるであろう。

VI

さて、それではなぜカントがこの選択の自由を根本的な道徳的自由とみなそうとしなかったのかという問題が残される。カントは『道徳形而上学』の中で、「Willkür の自由は、法則に従って行為するかまたは逆らって行為する選択の能力 (libertas indifferentiae) によっては定義し得ない²⁰⁰」とも、「理性の内的立法に関する自由は本来ただそのみが能力であって、これに違反する可能性は無能力である²⁰¹」とも述べて、Willkür の自由に伝統的な選択の自由を認めようとしなない。

また『宗教論』では、Willkür の自由はいわ

ゆる非決定論ではなく絶対的自発性に基づく」と述べている。さらにカントはそこで、自律を根底から突き崩すような Willkür の自由の深淵を解明して、善から悪への転落も悪から善への復帰も等しくその理性的根源の洞察が不可能であるとしながらも、最終的には「われわれの魂のうちに響きわたる²⁰²」自律の要求を持ち出すことによって、自律の自由の Willkür の自由に対する根源性を示唆しているようにみえる。

この点を理解するためには、カントは道徳的自由を行為の帰責との連関において論じているという考察の原点に立ち返る必要がある。既に述べたように、一般に帰責の成立には、意志が自己生起によって行為を生み出し得る自由と、意志が意志決定に臨んで行為を選択し得る自由との二つの契機が考えられるが、これらは相互補完の関係にあるのでその一方のみでは道徳的自由として不十分であると思われる。従って、Willkür の自由に帰責を不明確にするような要素があれば、自律の自由がその欠陥を補うような形で再認識されることになろう。

そして Willkür の自由にも確かに帰責を不明確にするような側面が存在すると思われる。次にこのことについて考えてみたい。

Willkür の自由の根底に存するのは、経験的・心理学的な選択の自由ではなく、やはり超感性的な選択の自由である。それはそれ独自の自発性によって善悪を選ぶ自由であるが、カントはこの Willkür の自由を非決定論の選択の自由すなわち「無差別 (選択) の自由 libertas indifferentiae」からどのように区別したかが問題となる。

カントは『宗教論』において、格率採用の最初の根拠を求める際に生ずる推論の無限期及という事態を論じている²⁰³。それは、ある格率をなぜ採用したかという根拠を求めてゆくと、格率採用がそれ自体自由な Willkür の活動であるという理由で、その根拠が別な格率に求められ、さらにその求められた格率の根拠もさらに別な格率に求められるというように、第一の根拠を求めて格率採用の系列を無限に期及すると

いう事態である。このような Willkür の活動の本性的自由の解明を通してカントは確かにその自由の叡知の本質を鋭く見抜いている。しかしそうすると、Willkür の自由な本性は格率採用のすべての直接的規定を拒むことになり、この自由に基づけられる善悪の第一根拠または根源はわれわれには洞察し得ないものになるという問題も同時に生ずる。Willkür のこのような自由な選択活動の特性を強調すると、それをつきつめれば行為の究極的な根拠を見出せないということにもなり、極端な場合には偶然とか恣意の自由と区別がつかなくなるであろう。従ってそれはまた無動機・無原因の選択を意味する非決定論の自由と同じものになるであろう。ところがわれわれは偶然や無原因から生起するような行為には決して帰責することができないのである。

それゆえに、Willkür の自由から帰責可能性を救う道は、それを意志決定の場における道徳的価値すなわち善悪の選択に関するのみ問い、行為の生起に関しては問わないことである。もしこの自由が行為の生起にも関係させられると、行為が Willkür の本性的自由から生み出されたということになって、行為の生起した根拠が規定できなくなるであろう。そして行為を行為主体に帰すことのできないような道徳的自由はそれ本来の意義を失うほかないのである。

カントが、Willkür の自由それ自体を意志の根源的な自由と考えずに、Willkür の自由は絶対的自発性に基づく、と言う時、その真意は、Willkür の自由が決して、意志が何ものによっても規定されないという行為の偶然性に基づくものではないということである²⁴⁾。格率採用の最初の根拠をわれわれが洞察できないという事態はただちにその根拠が存在しないことを意味しない。選択の自由を意志の根源的自由と考えることは、無原因の選択という空虚な思弁によって行為の根拠を奪いその帰責を不可能にさせるという危険を伴う。帰責が成立するためには、行為の根拠がなかったりそれが神や自然に求められてもならないから、善悪を問わず行為

が行為主体たる自分自身を究極の根拠として生起し得るといふ条件がどうしても要求される。

このように考えると、先験的自由すなわち自ら因果の系列を始めるという自発性としての自由の理念が、ここでも道徳的帰責を成り立たせる究極の根拠として、Willkür の自由ひいては選択の自由の根底に置かれているといふことができる。

結 論

さて以上考察してきたように、カントの道徳哲学にみられる対照的な二つの意志の自由——自律の自由と Willkür の自由——は、行為の帰責を成立させる道徳的自由として、ともに自発性としての先験的自由に基づけられているものと思われる。

もっとも先験的自由はこれらの道徳的自由と直接に結びついているわけではない。この点について、例えばマルチン (G. Martin) は、自発性は一切の道徳的出来事の明白な基礎現象であるが、カントの倫理学がとる一切の立場と無関係である、と言っている²⁵⁾。しかしそれでも自発性は道徳的自由の根底にあって、帰責可能性をぎりぎりのところで支えている自由の理念であると考えられる。カントは自発性に関連して、「自由の先験的理念は、行為の帰責可能性の本来の根拠としての、行為の絶対的自発性の内容をのみ構成する²⁶⁾」と述べている。

このように自発性は、意志が自らの必然性に基づいて行為を生み出す自律の自由に対しても、意志が意志決定に際して行為の目的や価値を自ら根源的に選択する Willkür の自由に対しても、同様にそれらの理論的基礎であり、またそのことによってカントの道徳的自由の根本性格を形成する一契機となるものである。

注釈 (引用文献)

- 1) I. Kant: Kritik der reinen Vernunft, (以下, K. r. V. と略記) S. (A) 444 (A は初版を

- 示す)
- 2) *ibid.* S. (A) 448
 - 3) *ibid.* S. (A) 533—534
 - 4) *ibid.* S. (A) 802
 - 5) *ibid.* S. (A) 534
 - 6) I. Kant: *Kritik der praktischen Vernunft*, (以下, K. p. V.) S. 167 (哲学文庫版)
 - 7) I. Kant: *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, アカデミー版カント全集, IV. S. 447
 - 8) I. Kant: *Prolegomena*, アカデミー版カント全集, IV. S. 344—345
 - 9) I. Kant: *Religion*, (以下, R.) S. 21 (哲学文庫版)
 - 10) K. p. V. S. 68~69
 - 11) L. W. Beck: *A commentary on Kant's critique of practical reason*, 1960, The university of Chicago press, p. 203—204
 - 12) *ibid.* p. 203
 - 13) *ibid.* p. 198
 - 14) K. Jaspers: *Philosophie II Existenzerhellung*, 1973, Berlin, Springer-Verlag, S. 177—178
 - 15) A. Schweitzer: *Religionsphilosophie*
- Kants, 1899, Freiburg, 齊藤・上田共訳: カントの宗教哲学 (白水社)
 - 16) I. Kant: *Metaphysik der Sitten*, (以下, M. S.), アカデミー版カント全集, VI. S. 226
 - 17) I. Kant: *Kritik der Urteilskraft*, アカデミー版カント全集, V. S. 448~449. Anm.
 - 18) R. S. 38
 - 19) R. S. 51
 - 20) M. S. S. 226 なおここでの *libertas indifferentiae* は無差別 (選択) の自由と訳す。
 - 21) M. S. S. 227
 - 22) R. S. 48—49
 - 23) R. S. 24—25
 - 24) R. S. 54—55. Anm.
 - 25) G. Martin: *Immanuel Kant*, 1951, Köln S. 198—199 門脇訳: カント——存在論および科学論 (岩波書店)
 - 26) K. r. V. S. (A) 448
- 付記 この小論は、1979年11月22日、学習院大学で開催された、日本カント協会第4回学会で研究発表した原稿を、若干加筆・訂正して完成させたものである。